

大和都市計画地区計画の決定 (桜井市決定)

大和都市計画三輪地区地区計画(桜井市決定)を次のように決定する。

名 称		三輪地区地区計画
位 置		桜井市大字三輪、三輪元馬場方の各一部
面 積		約8. 9ha
地区計画の目標		本地区は、J R万葉まほろば線三輪駅の北西約200mに位置し、地区中心部を横断する一般県道三輪山線は、地区東側にある大神神社の参道として古くより栄えた歴史がある。 本地区では、この地域特性を活かし、大神神社の参拝客をターゲットとした商業施設を参道沿いに誘致し、賑わいと活力の創出を目指すとともに、歴史ある参道にふさわしい地域づくりを目指すこととする。このため、地区計画の策定により、適正かつ合理的な土地利用を誘導し、健全な都市環境の形成を図り、これを保持してゆくことを目標とする。
区域の整備・開発・保全に関する方針	土地利用の方針	大神神社の参道という立地条件を活かして参道沿線に商業施設の立地を誘導するとともに、地区が持つ景観資源を損なわないよう、建築物の外観にも十分配慮し、門前町としてふさわしい市街地を形成する。 なお、地区内の河川や農業用水路等については、北部受益地への導水に配慮するとともに、営農に支障のないよう努めるものとする。
	建築物等の整備の方針	地域の特性に応じ、それぞれ次の制限を定めて健全な都市環境の形成を図る。 ① 用途の混在による環境の悪化を防止するために、建築物の用途の制限を定める。 ② 良好な都市景観を形成するために、建築物等の形態又は色彩その他の制限を定める。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の名称及び面積	A地区 約6.9ha	B地区 約2.0ha
		建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第百三十条の六の二で定める運動施設 (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 遊技場 (5) 自動車教習所 (6) 畜舎その他これに類するもの (7) 工場(建築基準法施行令第百三十条の六で定めるものを除く。) (8) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第百三十条の六の二で定める運動施設 (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 遊技場、映画館、ナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第百三十条の九の二で定めるもの (5) 自動車教習所 (6) 畜舎その他これに類するもの (7) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの (8) 建築基準法別表第二(と)項第3号及び第4号に規定するもの (9) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が3000㎡を超えるもの
		建築物等の形態又は色彩その他の制限	1 歴史的なまちなみや軒庇の形態など、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。 2 建築物の外観の各立面の色彩は、刺激的な色彩や装飾(光又は明かりを用い、点滅する装置を含む。)を避け、周辺の眺望・景観と調和するよう配慮したものとする。外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、地区の環境に調和した落ち着いたものとする。 3 屋外広告物は、周辺の眺望・景観と調和するように位置、大きさ、設置方法、色彩等に配慮したものとし、建築物の屋上又は屋上の工作物に表示又は掲出してはならない。 4 上記項目以外の建築物等の形態又は色彩その他の制限については、桜井市景観計画の景観形成基準及び三輪・大神神社参道地区景観ガイドラインに配慮し良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	

地区整備計画〈三輪地区〉〔計画図〕

